


# 名護市無電柱化推進計画

令和8年 3月

 名護市



## もくじ

第1	はじめに .....	P1
	1 計画の背景	
	2 計画の位置付け	
第2	無電柱化の現状 .....	P2
	1 諸外国、全国の無電柱化状況	
	2 名護市の無電柱化状況	
第3	無電柱化の推進に関する基本的方針 .....	P7
	1 無電柱化の取組み姿勢	
	2 無電柱化の目的	
	(1) 防災性の向上	
	(2) 安全で快適な歩行通行空間の確保	
	(3) 良好な景観の形成	
	3 まちづくりと連携した無電柱化の推進	
第4	無電柱化推進計画の計画期間、目標及び対象路線 .....	P10
	1 計画の期間	
	2 計画の目標	
	3 計画の候補路線	
第5	無電柱化事業の整備手法 .....	P13
	1 電線共同溝方式	
	2 自治体管路方式	
	3 単独地中化方式	
	4 要請者負担方式	
	5 迂回配線方式、屋側配線方式	
	6 電線管理者による一体的な設計・施工	

第6	低コスト手法 .....	P17
	1 浅層埋設方式	
	2 小型ボックス活用方式	
	3 既存ストック活用方式	
第7	無電柱化を推進するための取組み .....	P20
	1 道路法第37条による占用制限	
	2 占用料の減額措置	
	3 無電柱化の推進体制	

## 第1 はじめに

### 1 計画の背景

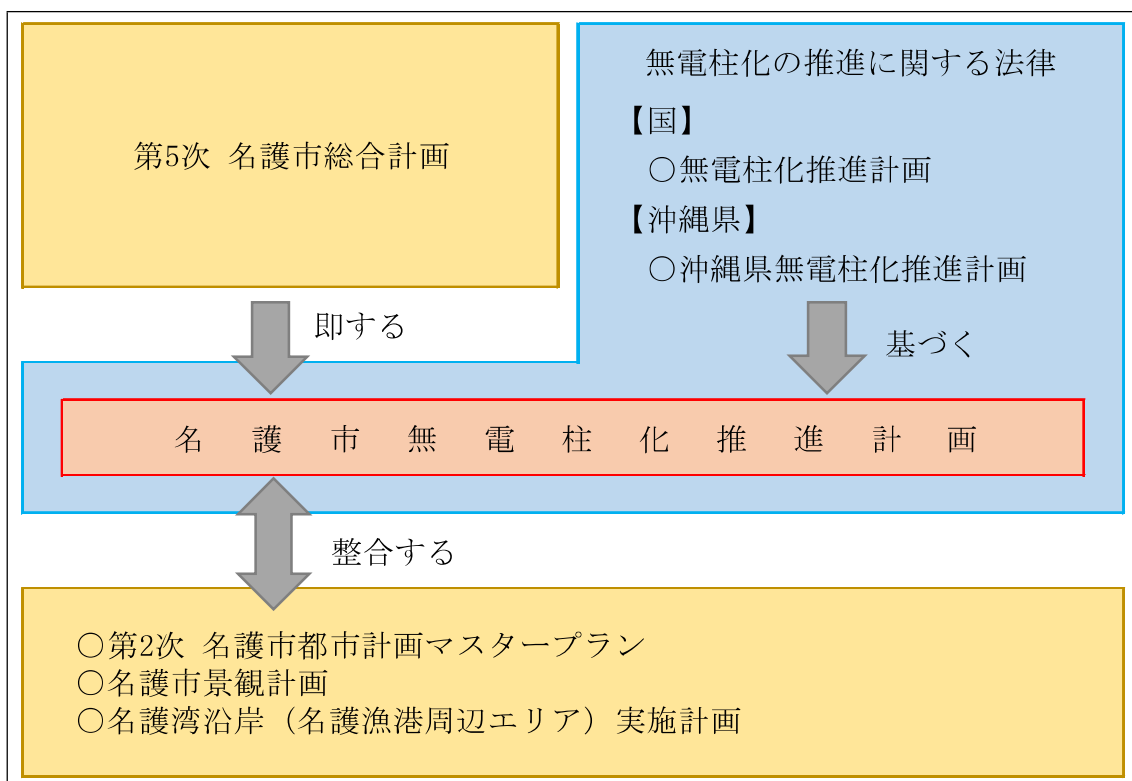
平成 28 年 12 月には「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)が施行され、第8条において「市町村は、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされました。

### 2 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条に規定される無電柱化推進計画です。

計画の策定にあたっては、「無電柱化計画(国)」及び「沖縄県無電柱化計画」に基づくとともに、本市の最上位計画である「第5次名護市総合計画」に即し、「第2次 名護市都市計画マスタープラン」等と整合する計画とします。

図1 計画の位置付け



## 第2 無電柱化の現状

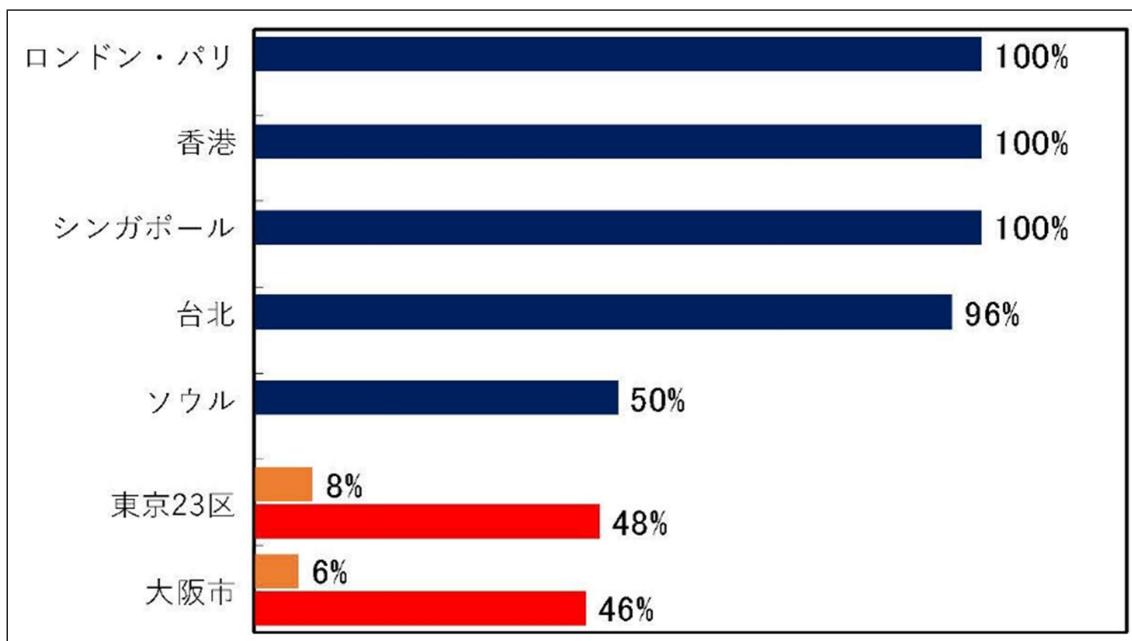
### 1 諸外国、全国の無電柱化状況

#### (1) 諸外国、全国の無電柱化状況

ロンドンやパリなどのヨーロッパの主要都市や香港、シンガポールなどのアジアの主要都市では無電柱化が広く普及しているのに対し、日本の無電柱化率は東京 23 区で8%、大阪市で6%と諸外国と立ち遅れています。

沖縄県の無電柱化率は約 1.6%で 47 都道府県中 10 位です。

表 1 欧米やアジア主要都市と日本の無電柱化の現状



※1 ロンドンは UKPN 資料「UPKN S|1 tables 2018-19」による 2018 年の状況(ケーブル延長ベース)

※2 パリは海外電力調査会調べによる 2004 年の状況(ケーブル延長ベース)

※3 香港は国際建設技術協会調べによる 2004 年の状況(ケーブル延長ベース)

※4 シンガポールは『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPRE,CIRED2001,Singapore,2001』による 2001 年の状況(ケーブル延長ベース)

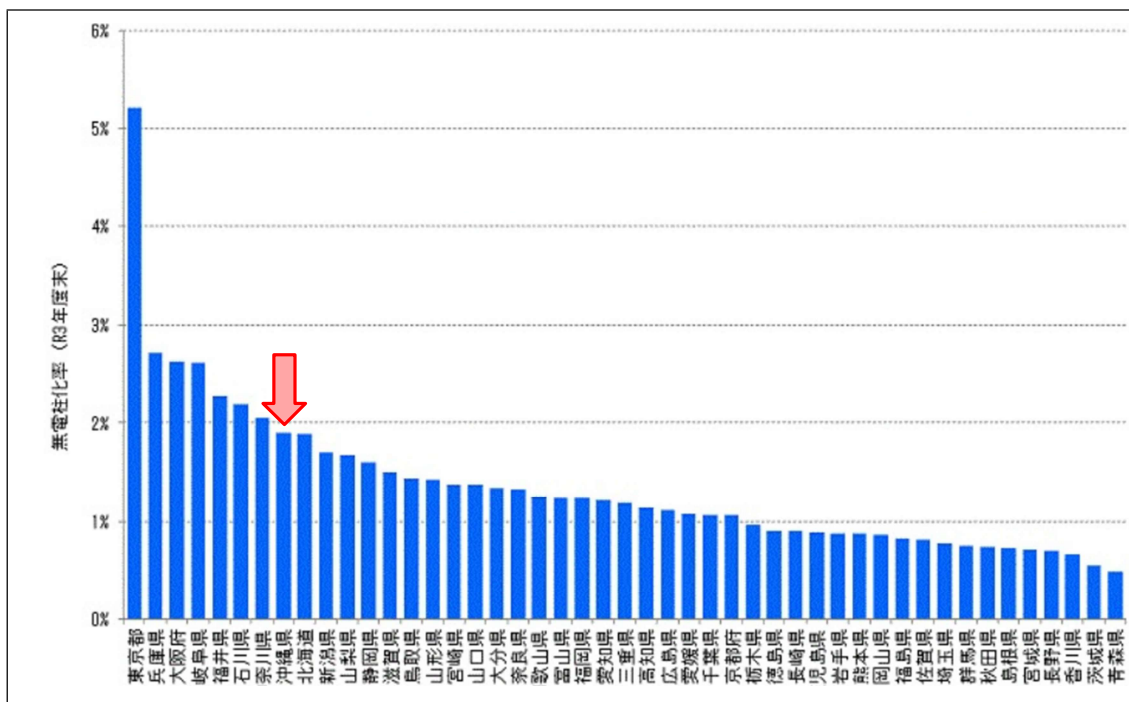
※5 台北は台北市道路管理線情報センター資料による台北市区の 2015 年の状況(ケーブル延長ベース)

※6 ソウルは韓国電力統計 2019 による 2018 年度末の状況(道路延長ベース)

※7 日本は、国土交通省調べによる 2019 年度末の状況(道路延長ベース)

出典:国土交通省ホームページ

表 2 無電柱化の整備状況(都道府県)



※全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(R3年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの。

出典:国土交通省ホームページ 掲載データを元に作成

## 2 名護市の無電柱化状況

本市内では、平成 11 年より国道 58 号や県道において、無電柱化が進められており、令和6年度末で約 3.35kmの電線共同溝整備が完了しています。

この内、名護市が管理する道路においては市道部瀬名線の 0.67kmの1路線となっています。

表 3 本市における無電柱化整備済み路線

	道路種別	路線名	箇所名 (起終点)	道路延長 (km)	整備延長 (km)
1	直轄国道	国道 58 号	喜瀬	0.95	0.95
2	市道	部瀬名線	喜瀬	0.67	0.67
3	主要地方道	名護宜野座線	大中	0.32	0.64
4	直轄国道	国道 58 号	幸喜 ~喜瀬	1.41	2.34

出典:名護市調べ

図 2-1 無電柱化整備済路線 位置図(市街地地区) ……別紙

図 2-2 無電柱化整備済み路線(喜瀬・幸喜地区) ……別紙

写真 1 整備完了路線(写真)



出典:名護市

図2-1 無電柱化整備済路線  
位置図(市街地地区)

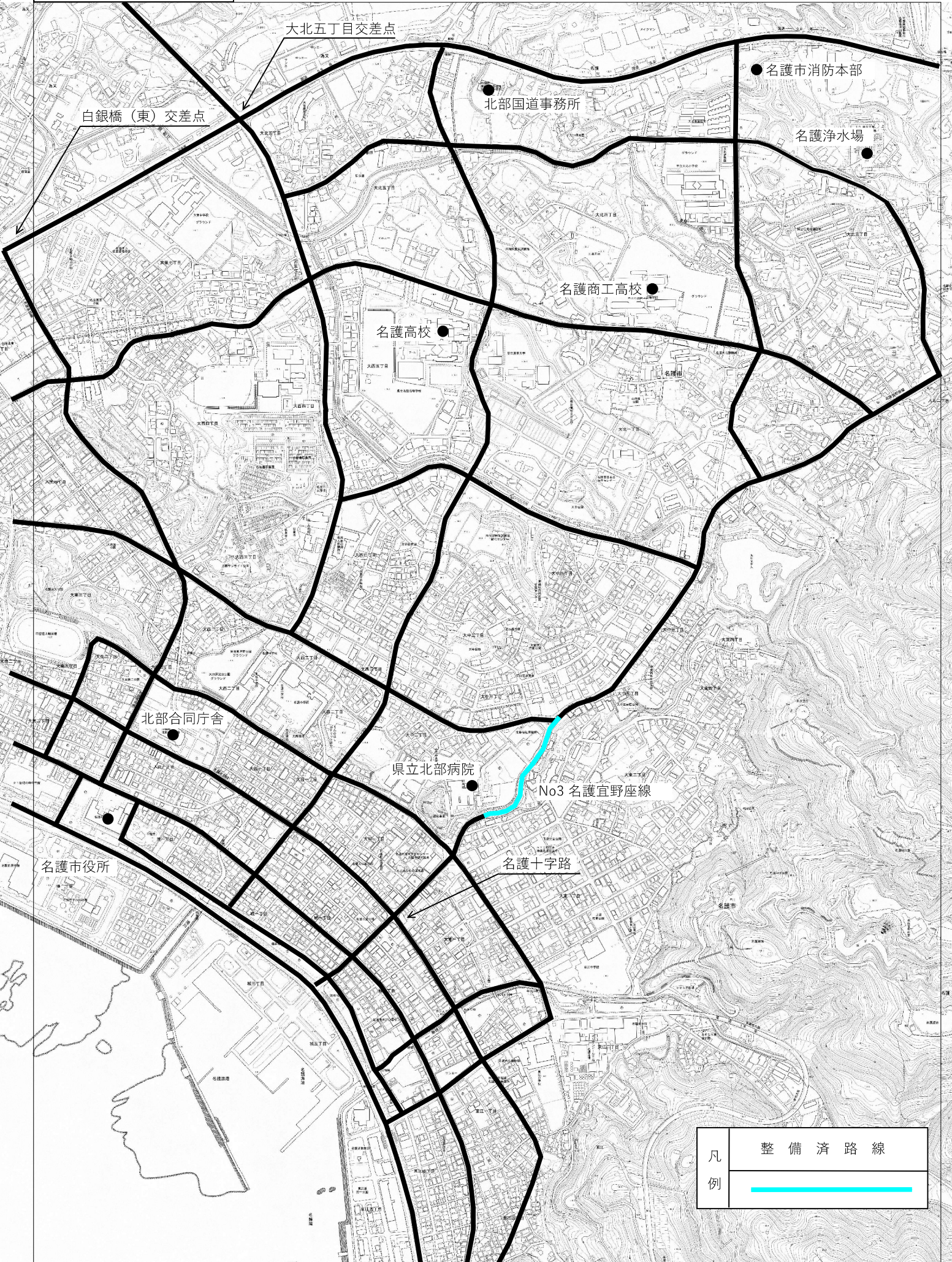
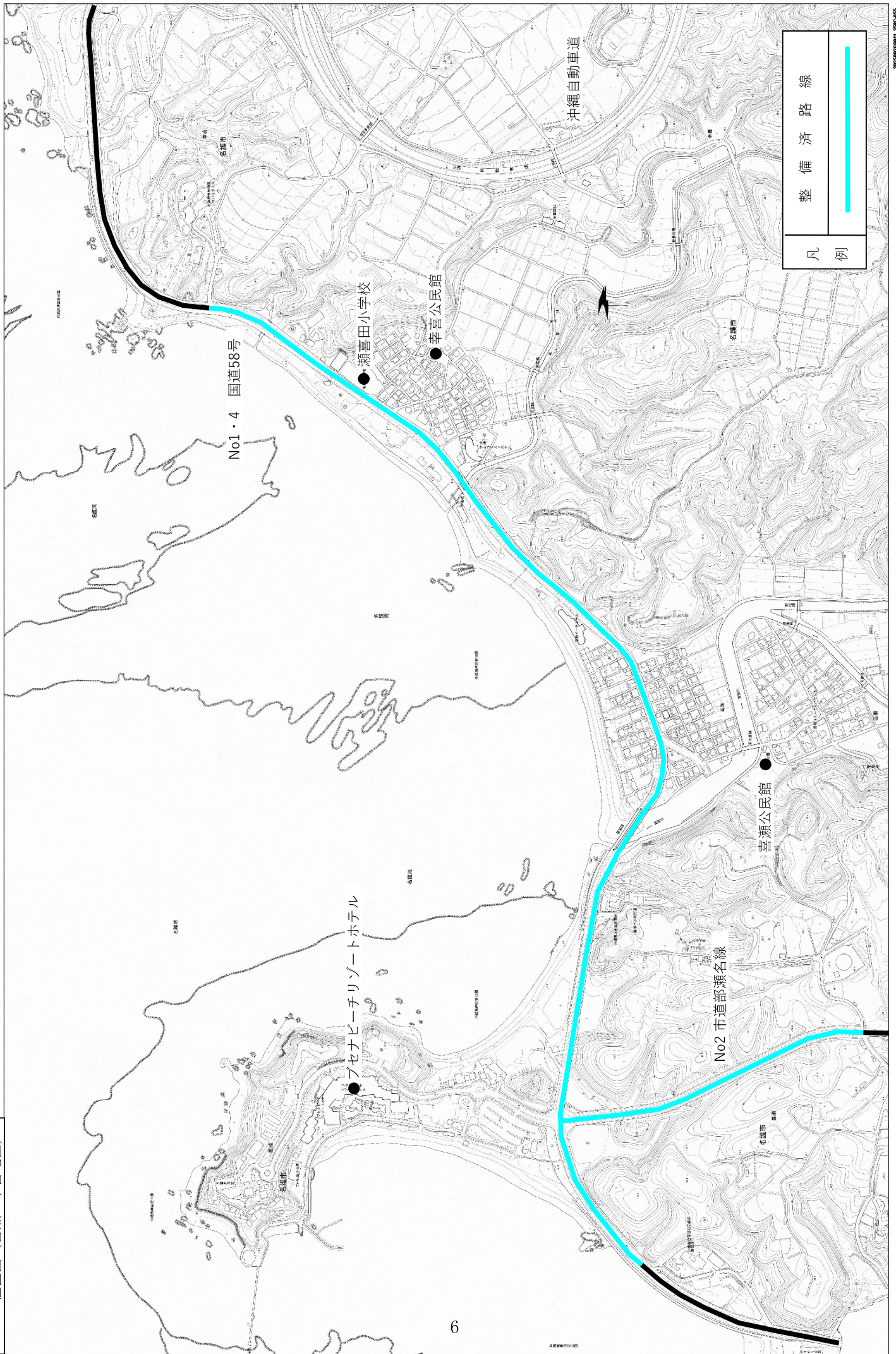



図2-2 無電柱化整備済路線  
位置図（喜瀬・幸喜地区）



凡例	整備済路線
	

### 第3 無電柱化の推進に関する基本方針

#### 1 無電柱化の取組の姿勢

無電柱化法第2条では「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。」とされています。

本市においては、この理念の下、地域住民や関係者等の理解、協力を得ながら、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保並びに良好な景観の形成の観点から、無電柱化を推進します。

#### 2 無電柱化の目的

##### (1) 防災性の向上

地震や津波、台風等の自然災害による電柱倒壊は、災害時の救急活動や救急車両の通行、生活物資の輸送に多大な影響を及ぼします。災害時の緊急車両の通行路、生活物資の輸送路を確保することは非常に重要であるため、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等において、無電柱化を実施することにより防災性の向上を図ります。

写真 2 台風による電柱倒壊状況



出典:沖縄県無電柱化推進計画(令和4年3月 沖縄県土木建築部)

## (2)安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱は安全で快適な通行を妨げており、歩道の無い狭隘な道路においても、路側帯にある電柱を避けるために歩行者が車道にはみ出す等、危険な状態が見受けられます。そのような道路において、無電柱化の推進により安全で快適な歩行空間を確保を図ります。

### 写真 3



出典:沖縄県無電柱化推進計画(令和4年3月 沖縄県土木建築部)

## (3)良好な景観の形成

本市においては、山林・丘陵、干潟・マングローブ、河川・水辺・島等の自然景観や名護城をはじめとする数多くの歴史的・文化的資産、まちなみを形作る道路や橋、行事やイベント等の景観要素が存在しています。

その中で、電柱・電線類が周辺環境と調和していない景観阻害要因であることが指摘されております。

そのため、無電柱化の推進により、自然と調和する市街地景観等の形成を図ります。

写真 4



出典:名護市

### 3 まちづくりと連携した無電柱化の推進

無電柱化の実施にあたっては、単独で整備するより都市計画や区画整理などの関連事業に合わせた整備が効率的です。

このことから、まちづくり等の事業計画において無電柱化を検討します。

## 第4 無電柱化推進計画の計画期間、目標及び対象路線

### 1 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から、令和12年度(2030年度)までの6年間とします。

なお、緊急輸送道路や防災拠点の見直し、国や沖縄県の無電柱化推進計画の動向を踏まえ、適宜、本計画の見直しを行い、無電柱化の推進に取り組めます。

### 2 計画の目標

本計画の候補路線として選定した路線については、沖縄ブロック無電柱化推進協議会での第9期(令和8年度～)又は第10期の合意を目指します。

また、関連事業等の条件が整い次第、無電柱化事業に着手します。

### 3 計画の候補路線

第3で整理した基本方針に基づき、以下の考え方で計画の候補路線を選定します。

#### (1) 候補路線の考え方

無電柱化の整備にあたっては長期間を要することから、本計画の期間においては主にまちづくりとの連携及び防災性の観点に焦点を絞り候補路線を検討します。

#### ア まちづくりと連携した無電柱化の観点

無電柱化の実施にあたっては、関連業に合わせた整備が効率的・経済的です。

本市においては、令和4年3月に「名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画」を策定し、中心市街地を含めた名護漁港周辺エリアについては、暮らす人と訪れる人にとって、安心・安全・快適な賑わうまちの基盤整備に向けた取組を実施しております。

このことから、名護中心市街地整備事業の区域内を通過する市道を重点的、優先的に取組むべき路線に位置づけます。

併せて、当該事業は本市が施行主体となり区域内幹線道路の整備を行うことから、県道についても無電柱化に向けて関係機関と調整等を行います。

## イ 防災性の向上の観点

緊急輸送を確保するために必要な路線として「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和6年3月)」において緊急輸送道路が設定されており、無電柱化に取り組む必要があります。

本市においては、ネットワークを構成する観点から、国道・県道等の無電柱化整備済路線に接続する路線から優先的に検討します。合わせて、配線計画等の概略検討を行い、総合的に整備路線の優先順位を決定します。

### (2) 候補路線の選定

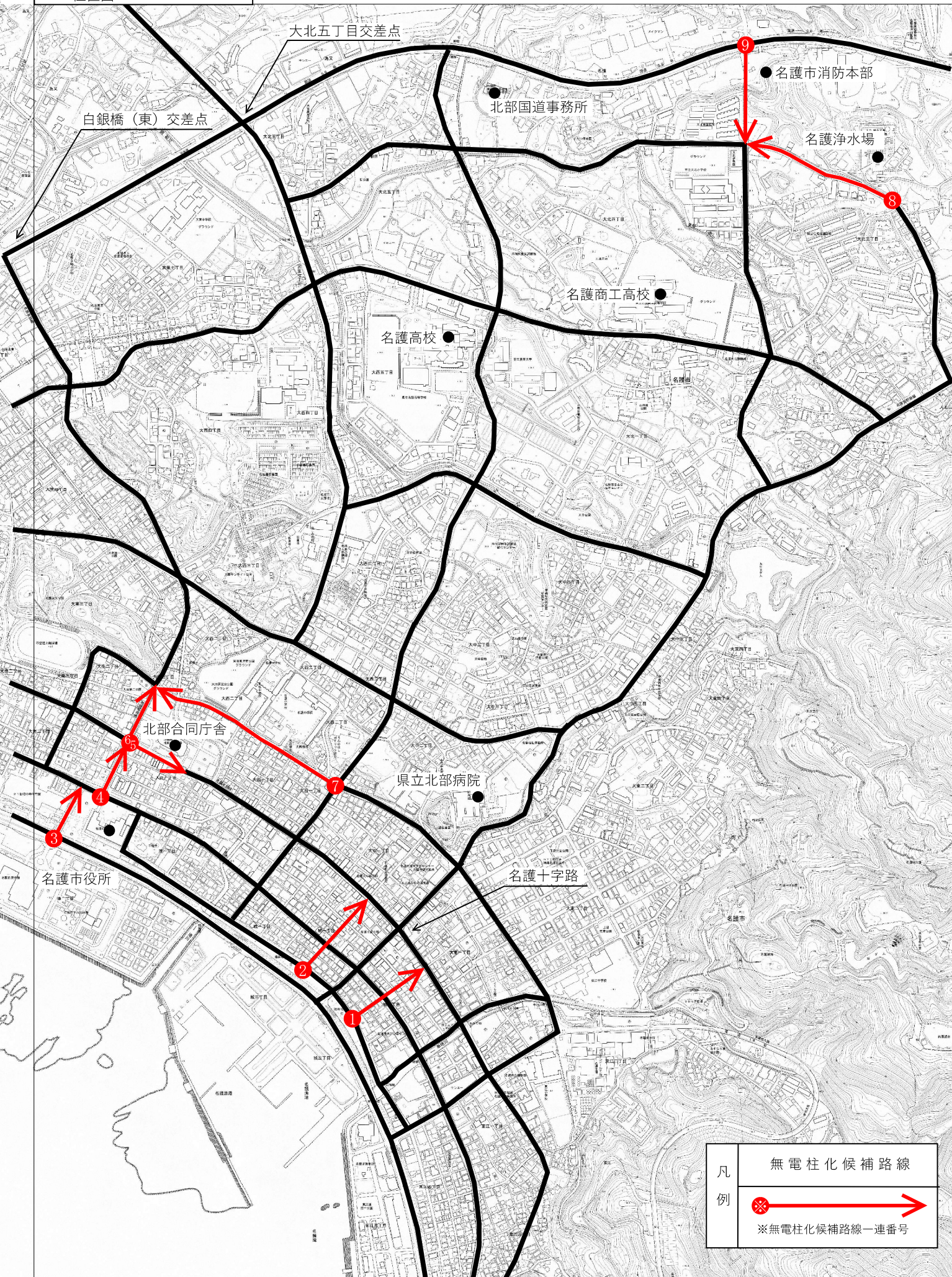
上記により選定した無電柱化候補路線は以下のとおりです。

表 4 名護市無電柱化候補路線

No	路線名	区間 (交差点)	道路 延長 (km)	備考
1	(仮称)市街地東線	城	0.2	まちづくりとの連携
2	(仮称)市街地西線	城	0.2	
3	名護 42 号線	大南	0.1	第 1 次緊急輸送道路
4	名護 49 号線	大南	0.1	
5	名護中央線	大南~北部合同庁舎入口	0.1	
6	名護 49 号線	大南	0.1	第 2 次緊急輸送道路
7	名護 58 号線	大中(南)~大南	0.9	
8	大北 4 号線	大北~浄水場入口	0.4	
9	大北市営住宅線	大北	0.2	

図 3 名護市無電柱化候補路線 位置図 ……別紙

図3 名護市無電柱化候補路線位置図



凡例	無電柱化候補路線
	※無電柱化候補路線一連番号



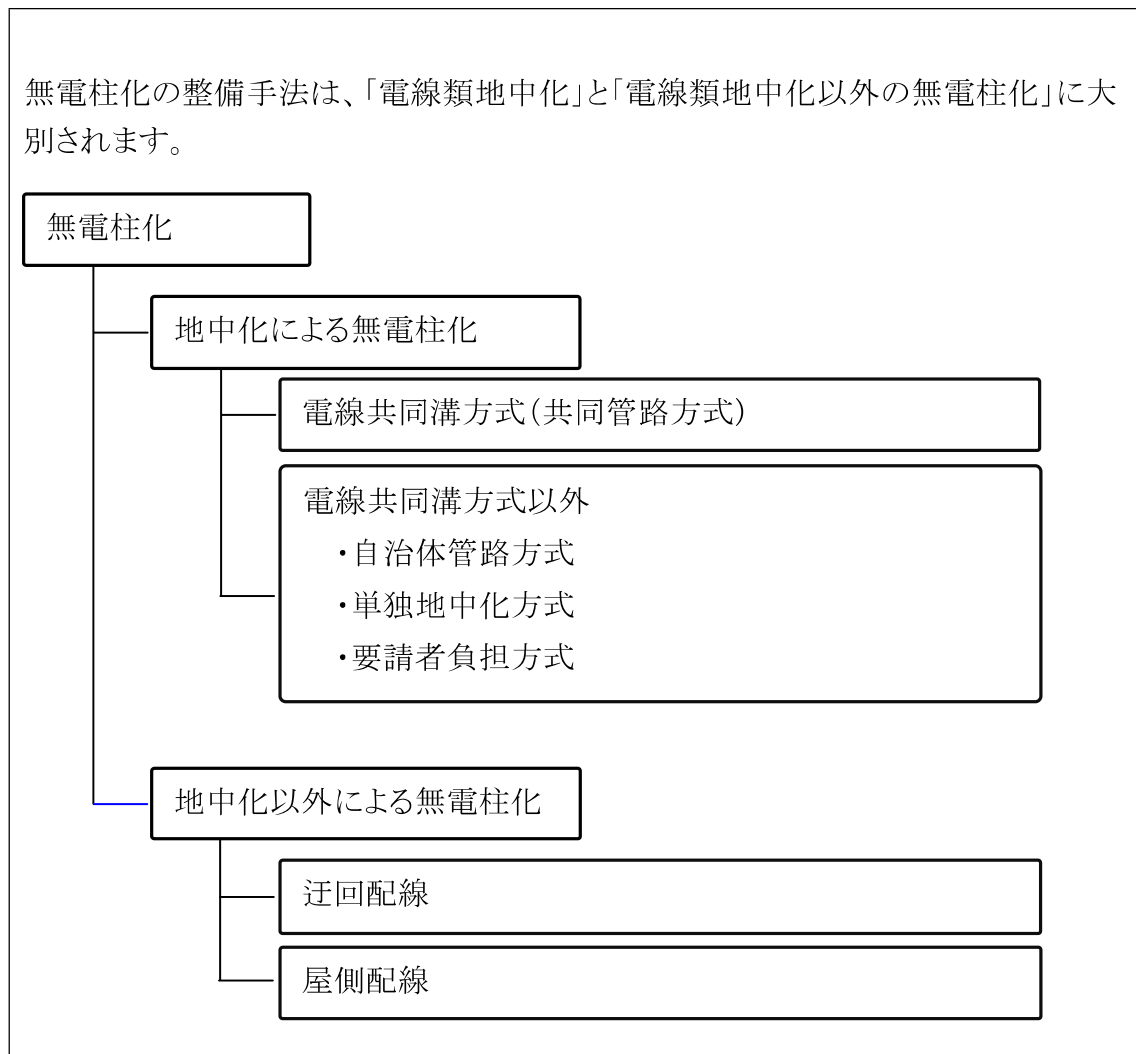
## 第5 無電柱化事業の整備手法

無電柱化の整備手法には様々な方式があり、電線類を地中化する方法のほかに軒下配線や裏配線といった地中化以外の方式があります。

また、電線共同溝方式の採用にあたっては、収容する電線類の量や道路交通状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、各路線に最適な手法を検討していきます。

また、単独で整備するよりも都市計画や区画整理などの関連事業に合わせた整備が効率的であることから、これらの事業と時期を合わせた事業を検討します。

図4 無電柱化の整備手法

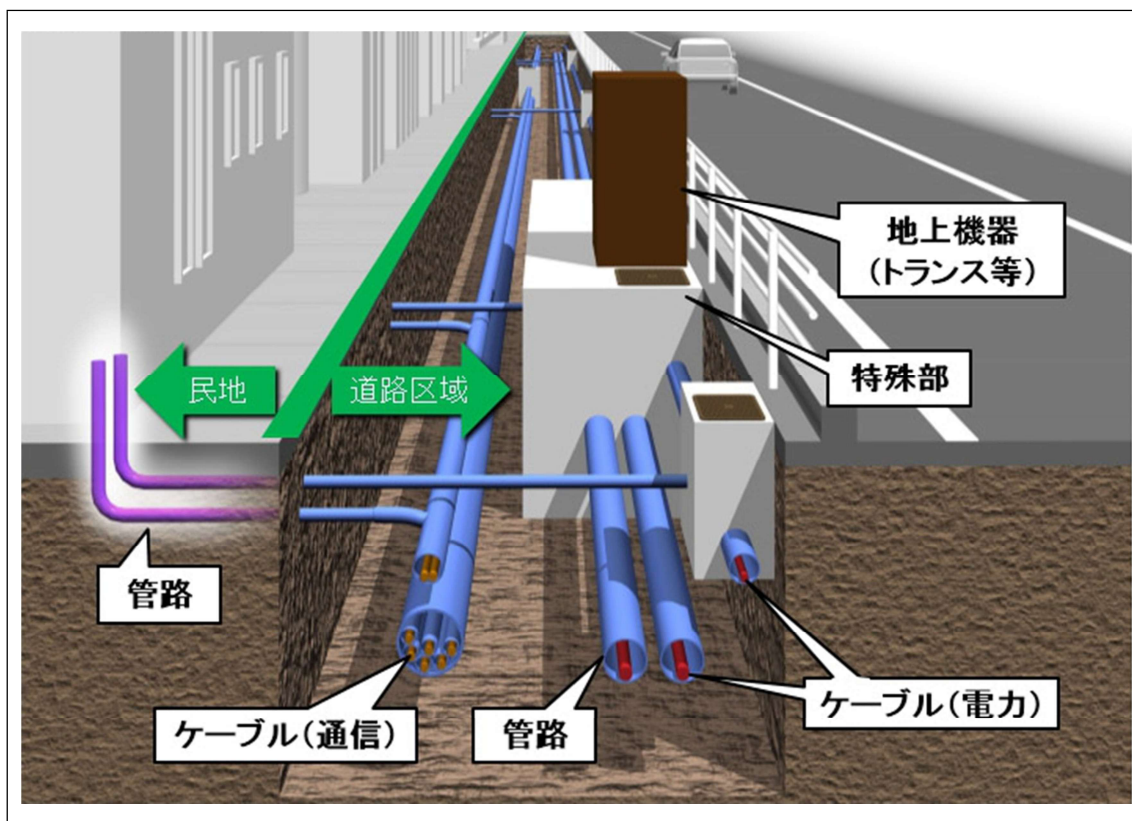


出典:国土交通省ホームページ

### 1 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、道路の地下空間を活用して動力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法のことで、沿道の各戸へは地下から電力線や通信線を引込む仕組みになっています。

図 5 電線共同溝イメージ図



出典:国土交通省ホームページ

### 2 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を敷設する手法であり、構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心で、管路等は道路占用物件として地方自治体が管理します。

### 3 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行い、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式で、長期停電や通信障害の防止を目的とする区間に対して、電線管理者のニーズに合わせた単独地中化が進められています。

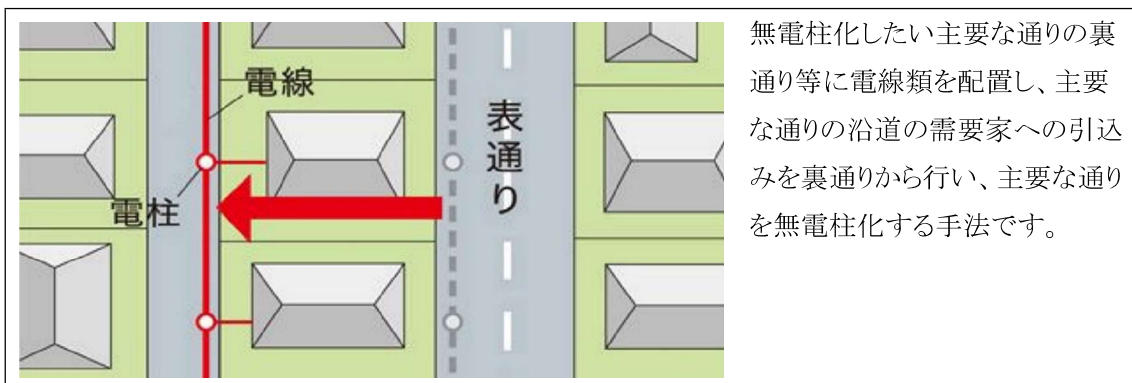
#### 4 要請者負担方式

要請者である道路管理者が原則として全額負担し、無電柱化を進める手法で、沖縄県では平成 24 年度より沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)を活用し、無電柱化を実施した事例があります。

#### 5 迂回線方式、屋側配線方式

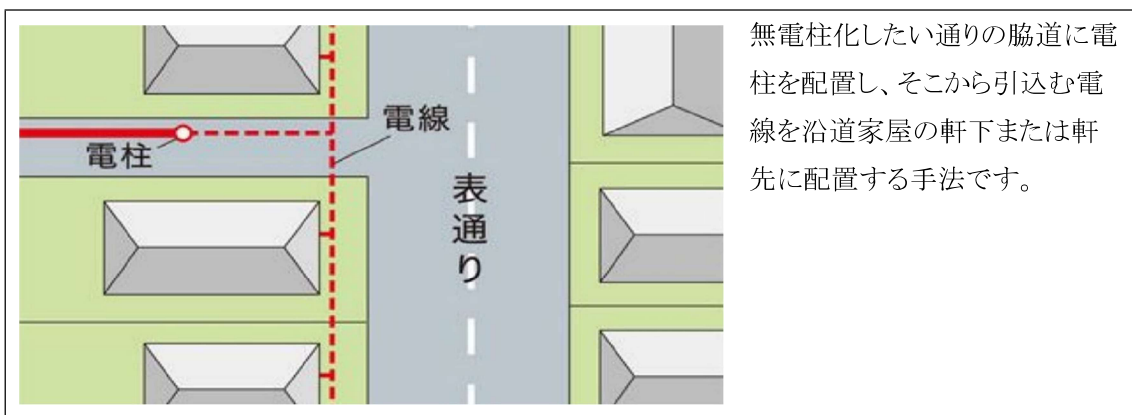
電線類の地中化によらない無電柱化の手法として、裏配線(迂回配線)方式や軒下配線(屋側配線)方式があり、地域住民との合意形成を図った上で実施を検討する必要があります。

図 6 裏配線方式



出典:国土交通省ホームページ

図 7 軒下配線方式



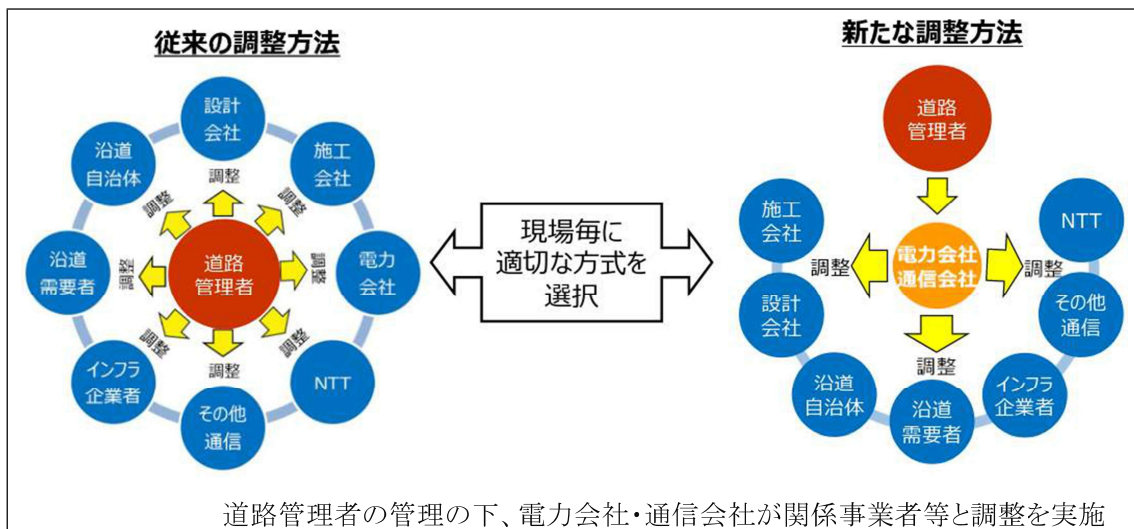
出典:国土交通省ホームページ

## 6 電線管理者による一体的な設計・施工

電線共同溝方式では、従来、設計から施工まで複数の関係事業者が道路管理者と調整を行い、事業を進めてきました。

新たな調整方法として、電線管理者が道路管理者の窓口となり、設計・施工を一体的に実施することで、手戻りの防止や行程の効率化により、コスト削減と工期の短縮を図ります。

図 8 一体的な事業推進イメージ



出典：国土交通省ホームページ

## 第6 低コスト手法

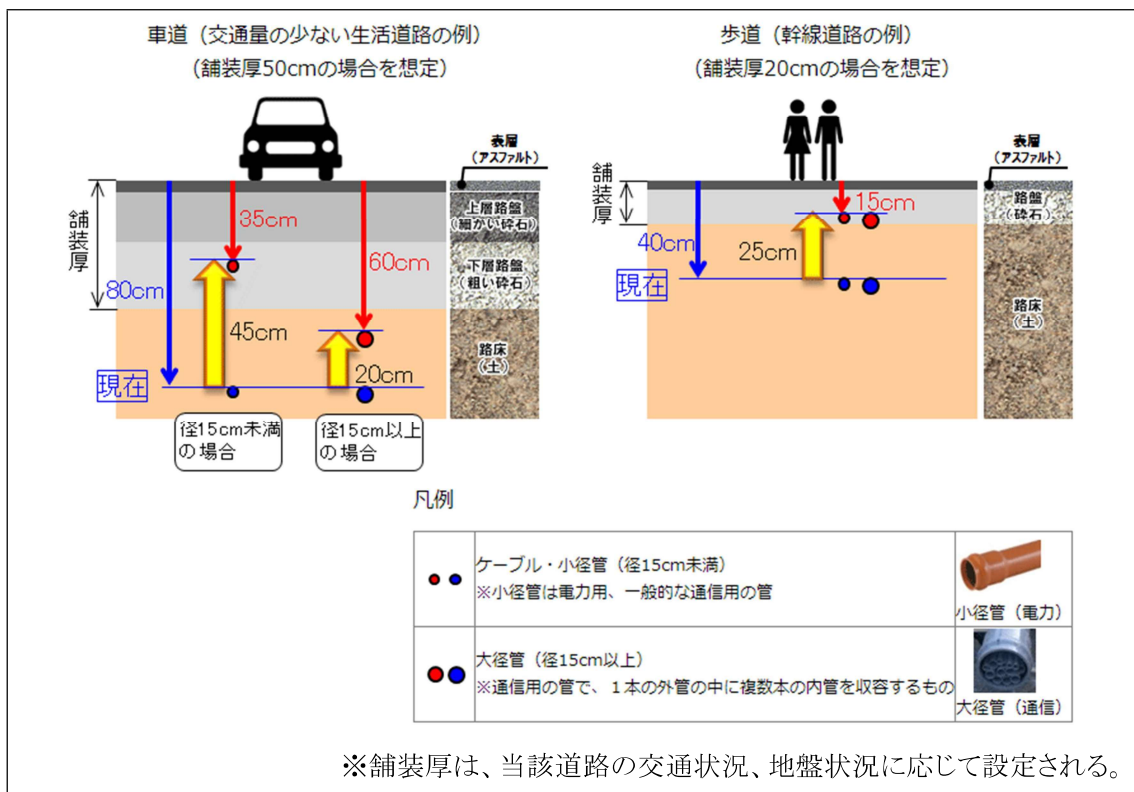
従来の電線共同溝方式では、約 5.3 億円/kmの整備費用を要しており、コスト面が大きな課題となっています。

コスト削減のため、様々な方式が検討されており、より一層無電柱化を推進するため、今後の無電柱化計画においては、低コスト手法を積極的に取り入れていく必要があります。

### 1 浅層埋設方式

浅層埋設方式では、管路を従来よりも浅井一に埋設する方式であり、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化を図ることが可能となり、コスト縮減につながります。平成 28 年4月1日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」が緩和されました。

図 9 「電線等の埋設物に関する設置基準」の見直しイメージ図



出典：国土交通省ホームページ

## 2 小型ボックス活用方式

電力線と通信線の遠隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線通信線を同時収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式です。

同手法は需要密度が低い地域や需要変動が少ない地域で有効とされています。

## 3 既存ストック活用方式

既存ストック活用方式は、既に占用埋設されている管路、マンホール、ハンドホール等の電力設備、通信設備を電線共同溝として活用する方式。

## 第7 無電柱化を推進するための取組み

### 1 道路法第 37 条による占用制限

災害が発生した場合等において、緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路法第 37 条に基づき新設電柱の占用を制限することができます。

名護市管理道路においては、「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和6年3月 沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会策定)」に位置づけられている緊急輸送道路について、令和 7 年より道路法第 37 条による占用制限を行っています。

図 10 電柱の占用制限

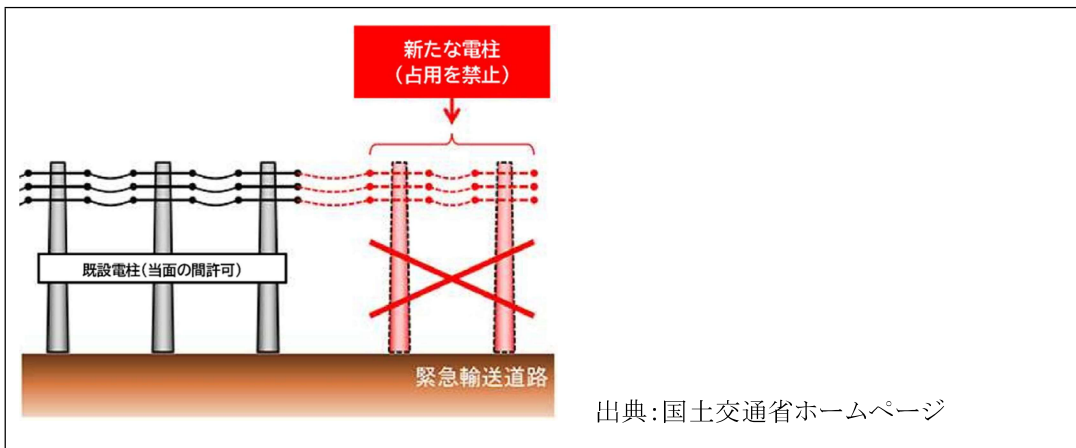


表 5 占用制限路線一覧 (表 4 一部再掲)

No	路線名	区間 (交差点)	道路 延長 (km)	備考
1	名護 42 号線	大南	0.1	第 1 次緊急 輸送道路
2	名護 49 号線	大南	0.1	
3	名護中央線	大南~北部合同庁舎入口	0.1	
4	名護 49 号線	大南	0.1	第 2 次緊急 輸送道路
5	名護 58 号線	大中(南)~大南	0.9	
6	大北 4 号線	大北~浄水場入口	0.4	
7	大北市営住宅線	大北	0.2	

## 2 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に埋設した電線等について、占用料の減額措置を検討します。

## 3 無電柱化の推進体制

道路管理者、電線管理者等で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に関する調整を行います。

また、無電柱化に係る工事等を円滑に実施するために占用企業者や地元関係者と工程等の調整を積極的に行います。

名護市無電柱化推進計画  
令和8年 3月 策定(当初)



名護市 建設部 都市計画課  
〒905-8540 名護市港一丁目1番1号